

黒磯文化会館 施設使用料（令和 8 年 1 月 1 日から）

使用区分		午前 9:00から12:00	午後 13:00から17:00	夜間 18:00から22:00
大ホール（舞台・ホワイエを含む。）	平日	23,000円	30,000円	34,000円
	土曜日・日曜日・休日	27,000円	34,000円	38,000円
大ホール（舞台のみの場合）	平日	4,500円	6,000円	7,000円
	土曜日・日曜日・休日	6,000円	7,500円	8,500円
小ホール（舞台・ホワイエを含む）	平日	6,000円	7,000円	9,000円
	土曜日・日曜日・休日	7,000円	9,000円	11,000円
小ホール（舞台のみの場合）	平日	1,400円	1,800円	2,100円
	土曜日・日曜日・休日	1,600円	2,100円	2,400円
楽屋	第1・第2・第3	700円	1,000円	1,300円
	第4・第5	300円	400円	600円
練習室	第1・第2・第3・第4	700円	1,000円	1,300円
	第1和室・第2和室	500円	600円	900円
展示室	展示室	800円	1,000円	1,500円

(1) 那須塩原市以外に居住する者が利用する場合の使用料は1.5倍

(2) 入場料を徴収する場合

①入場料の最高額が1,000円未満の場合の使用料は1.3倍

②入場料の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合の使用料は1.6倍

③入場料の最高額が3,000円以上の場合の使用料は2倍

(3) 利用目的が商業宣伝、営業その他これらに類する場合の使用料は2倍

(4) 練習及び準備のために使用する場合の使用料は0.5倍

(5) 許可を受けた時間帯を超えて使用する場合の使用料は、最終利用時間帯の使用料（1 時間あたり）の1.5倍

○減免基準

◆ 免除

(1) 市、教育委員会又は指定管理者が直接利用する場合

(2) その他特に教育委員会が認めた場合

◆ 2分の1 減額（入場料その他これに類するものを徴収しないときに限る。）

(1) 市以外が設置する市内の学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所（以下「学校等」という。）が利用する場合

(2) 市内の社会教育地域団体、学校等の関係団体、社会福祉地域団体、地域コミュニティ団体又は文化芸術振興団体がその目的のために利用する場合

(3) その他特に教育委員会が認めた場合